

市民税・都民税

25年度税制改正の  
主な内容

生命保険料控除の改正

25年度から、24年1月1日以降に契約締結した生命保険のうち、内容により各保険料が市民税・都民税から控除されません。

表1 生命保険料控除の改正（介護医療保険料控除の新設など）

Table with 4 columns: 新制度, 所得控除限度額, 旧, 新. Rows include 一般生命保険料控除, 介護医療保険料控除, 個人年金保険料控除.

表2 生命保険料控除の改正（従来の生命保険料控除について）

Table with 4 columns: 旧制度, 所得控除限度額, 旧, 新. Rows include 一般生命保険料控除, 個人年金保険料控除.

表3 退職所得に係る控除の改正（1/2課税の廃止）

Table with 2 columns: 24年12月31日まで, 25年1月1日以降. Rows show 退職所得金額 = (退職金 - 退職所得控除額) x 1/2.

表4 退職所得に係る控除の改正（10%税額控除の廃止）

Table with 2 columns: 24年12月31日まで, 25年1月1日以降. Rows show 所得割額 = 退職所得金額 x 10%.

表① 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万8,000円の場合

Table with 5 columns: 徴収の方法, 普通徴収, 特別徴収, 年金支給月, 納付額. Rows show payment schedules for 6/8 and 10/12 months.

表② 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）2年目以降の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万7,000円の場合

Table with 6 columns: 徴収の方法, 特別徴収(仮徴収), 特別徴収(本徴収), 年金支給月, 納付額. Rows show payment schedules for 4/6/8 and 10/12 months.

\*公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度と、引き落とし（特別徴収）が継続する年度では、徴収方法が異なります。

除されます。控除限度額は2万8000円です（表1参照）。②一般生命保険料および個人年金保険料控除の適用限度額の変更 24年1月1日以降に契約締結した生命保険について、各種控除の適用限度額が変更になります（表1参照）。③従来の生命保険料控除について 23年12月31日以前に契約締結した生命保険料控除については、25年度においても旧制度が適用されます（表2参照）。④新旧双方の保険契約などに係る控除がある場合 ①新制度のみで申告、②旧制度のみで申告、③新旧制度両方での申告、の3通り。いずれかを選んで申告できます。⑤の新旧制度両方で申告する場合は、それぞれの計算式で求めた合計額が控除されます（各控除の限度額は2万8000円、合計限度額は7万円です）。

退職所得に係る控除の改正 25年1月1日以降に支払われる退職所得に係る市民税・都民税の計算方法が変わります。①2分の1課税の廃止 勤続年数が5年以下である法人役員などが支払いを受ける退職金のうち、その役員などの勤続年数に対応する退職金として支払いを受けるものについては、退職所得控除後の所得金額を2分の1にする措置が廃止されます（表3参照）。②10%税額控除の廃止 退職所得に係る市民税・都民税については、所得割の額から税額の10%が税額控除されていましたが、この10%の税額控除が廃止されます（表4参照）。詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777（内線2333〜2337）へ。

市民税・都民税の  
公的年金などからの  
引き落とし  
（特別徴収）

1年目の方および昨年途中で普通徴収納付書または口座振替) になった方

(1) 引き落とし（特別徴収）の対象となる方 23年中に公的年金などの支払いを受けた方、24年4月1日において老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象者となりません。▼24年1月1日以降、当市に住所を有しない方（転出者、死亡者など）▼4月1日において、老齢基礎年金などの支払い受取額が年18万円未満の方▼介護保険が引き落とし（特別徴収）されない方▼前年が給与所得者で、4月1日から公的年金などの受給者になった方▼障害年金や遺族年金のみの受給者（課税対象にならないため）

(2) 引き落とし（特別徴収）の開始時期 24年10月支払い分から (3) 引き落とし（特別徴収）の対象となる年金 老齢厚生年金、退職共済年金など (4) 引き落とし（特別徴収）の対象となる市民税・都民税 23年度が公的年金などからの引き落としとして、24年度も継続して、引き落としの場合は、24年4月支払い分の公的年金などからの引き落とし（仮徴収）となります（表2参照）

特別徴収または普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります (5) 公的年金などからの徴収方法 6月・8月は普通徴収（納付書または口座振替）、10月・12月・2月は年金からの引き落とし（特別徴収）になります（表1参照）

2年目以降の方

「引き落としの対象者」や「引き落としの対象となる年金」、「引き落としの対象となる市民税・都民税」については、1年目の方と同様です。 (1) 引き落とし（特別徴収）の開始時期 24年4月支払い分から (2) 公的年金などからの徴収方法 23年度が公的年金などからの引き落としとして、24年度も継続して、引き落としの場合は、24年4月支払い分の公的年金などからの引き落とし（仮徴収）となります（表2参照）

年度の市民税・都民税額からこの仮徴収分を差し引いた金額を、公的年金などから引き落とし（特別徴収）します。引き落とし（特別徴収）が中止となる場合があります。引き落とし（特別徴収）開始後、東久留米市外への転出、税額の変更、公的年金などの支給停止などが発生した場合、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。 65歳未満で公的年金などを受給している方へ 65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税が給与から天引き（特別徴収）されている方は、公的年金などの所得と併せて給与から天引きすることができません。希望する方は、勤め先の担当者に申し込みを行ってください。勤め先からの特別徴収への切り替え申請に基づき、市課税課で処理を行います。なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が普通徴収の方は、取り扱いの変更はありません。詳しくは同課市民税係 ☎470・7777（内線2333〜2337）へ。

募集



柳泉園組合臨時職員

【職種】受け付け業務（会場施設）

【賃金】時給860円（交通費は別途支給）

【勤務期間など】10月19日（金）〜25年3月31日（日）

【勤務時間】木曜日以外の午前9時45分〜午後9時15分の間（交替勤務）

【募集人数】2人

申し込みは10月9日（火）までに、履歴書を柳泉園組合総務課庶務文書係（下里4ノ3ノ10）に直接持参してください。

申し込み方法など、詳しくは同係 ☎470・1545へ。

東京都における最低賃金

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は今年10月1日から時間額850円に改正されました

東京都最低賃金は、都内で労働者を使用する全ての事業場および同事業場で働く全ての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。一部の業種については、別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。詳しくは東京労働局賃金課 ☎03・3512・1614または最低賃金総合相談支援センター ☎03・3543・6326へ。

10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

不正軽油とは、主にディーゼル車の燃料として使用される軽油に、脱税を目的として重油などを混ぜ、軽油と偽り販売しているものです。こうした不正軽油（特に重油を混ぜた場合）は、ディーゼル車の排出ガス中の有害物質を増加させ、環境にも悪い影響を与えます。不正軽油は、社会と環境に対する犯罪です。都では、不正軽油を一掃するため、調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油110番 ☎0120・2311・793へ、ご連絡ください。不正軽油110番では、24時間情報を受け付けています。詳しくは都主税局課税指導課 ☎03・5388・2958へ。

